

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和4年11月4日(2022.11.4)

【国際公開番号】WO2020/096936

【公表番号】特表2022-506680(P2022-506680A)

【公表日】令和4年1月17日(2022.1.17)

【年通号数】公開公報(特許)2022-007

【出願番号】特願2021-524219(P2021-524219)

【国際特許分類】

A 0 1 N 4 3 / 4 0 (2 0 0 6 . 0 1)

A 0 1 P 1 3 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)

A 0 1 N 4 3 / 4 2 (2 0 0 6 . 0 1)

A 0 1 N 4 1 / 1 0 (2 0 0 6 . 0 1)

A 0 1 N 4 3 / 8 0 (2 0 0 6 . 0 1)

A 0 1 N 4 3 / 5 6 (2 0 0 6 . 0 1)

10

【 F I 】

A 0 1 N 4 3 / 4 0 1 0 1 J

A 0 1 P 1 3 / 0 0

A 0 1 N 4 3 / 4 2 1 0 1

A 0 1 N 4 1 / 1 0 A

A 0 1 N 4 3 / 8 0 1 0 1

A 0 1 N 4 3 / 5 6 C

20

【手続補正書】

【提出日】令和4年10月26日(2022.10.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

30

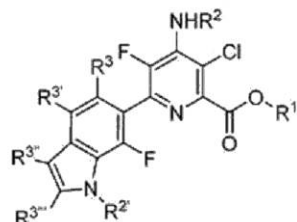
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 式(I) :

【化1】



40

式(I)

(式中 :

R¹ は、シアノメチル若しくはプロパルギルであり ;

R² 及び R^{2'} は、独立して水素であり ;

R³、R^{3'}、R^{3''} 及び R^{3'''} は、独立して水素、

又は農学的に許容される塩 ; 及び

(b) H P P D 阻害除草剤又は農学的に許容されるその塩若しくはエステルを含む組成

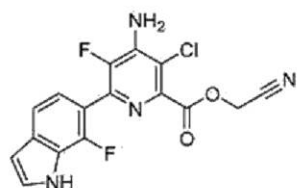
50

物。

【請求項 2】

ピリジンカルボン酸除草化合物は、シアノメチル 4 - アミノ - 3 - クロロ - 5 - フルオ
ロ - 6 - (7 - フルオロ - 1 H - インドール - 6 - イル) ピリジン - 2 - カルボン酸 :

【化 2】



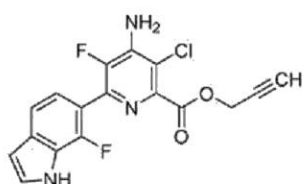
10

である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 3】

ピリジンカルボン酸除草化合物は、プロパルギル 4 - アミノ - 3 - クロロ - 5 - フルオ
ロ - 6 - (7 - フルオロ - 1 H - インドール - 6 - イル) ピリジン - 2 - カルボン酸 :

【化 3】



20

である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 4】

前記 H P P D 阻害除草剤は、ベンゾビシクロン、ベンゾフェナップ、ビシクロピロン、
フェキノトリオン、イソキサクロールトール、イソキサフルトール、ランコトリオン、
メソトリオン、ピラスルホトール、ピラゾリネート、ピラゾキシフェン、スルコトリオン
、テフリルトリオン、テンボトリオン、トルピラレート、トプラメゾン、農学的に許容さ
れるその塩及びエステル並びにそれらの組み合わせから成る群から選択される、請求項 1
~ 3 の何れか一項に記載の組成物。

30

【請求項 5】

前記ピリジンカルボン酸除草剤 (単位 : g a e / h a) 対前記 H P P D 阻害除草剤 (単
位 : g a i / h a) の重量比は、1 : 4 5 0 0 ~ 3 0 0 : 1 である、請求項 1 ~ 4 の
何れか一項に記載の組成物。

【請求項 6】

毒性緩和剤を更に含む、請求項 1 ~ 5 の何れか一項に記載の組成物。

【請求項 7】

追加の殺虫剤を更に含む、請求項 1 ~ 6 の何れか一項に記載の組成物。

40

【請求項 8】

前記組成物は、(a) 及び (b) に追加して除草有効成分を含んでいない、請求項 1 ~
7 の何れか一項に記載の組成物。

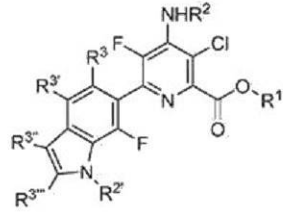
【請求項 9】

望ましくない植生種を制御する方法であって、植生若しくは前記植生に隣接する場所へ
、又は土壌若しくは水に、植生の出芽若しくは成長を制御するために :

(a) 式 (I) :

50

【化 4】



式 (I)

(式中、

10

R^1 は、シアノメチル若しくはプロパルギルであり；

R^2 及び R^2' は、独立して水素であり；

R^3 、 R^3' 、 R^3'' 及び R^3''' は、独立して水素、

又は農学的に許容される塩；及び

(b) H P P D 阻害除草剤又は農学的に許容されるその塩若しくはエステルを含む組成物を施用する工程を含み、

ここで前記ピリジンカルボン酸除草剤は少なくとも 0.1 g a e / h a の量で施用され；及び

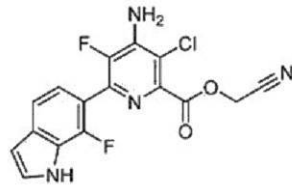
前記 H P P D 阻害除草剤は、少なくとも 1 g a i / h a の量で施用される方法。

20

【請求項 10】

ピリジンカルボン酸除草化合物は、シアノメチル 4 - アミノ - 3 - クロロ - 5 - フルオロ - 6 - (7 - フルオロ - 1 H - インドール - 6 - イル) ピリジン - 2 - カルボン酸；

【化 5】



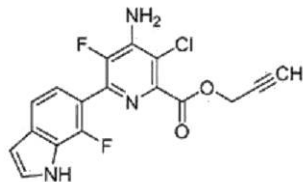
である、請求項 9 に記載の方法。

30

【請求項 11】

ピリジンカルボン酸除草化合物は、プロパルギル 4 - アミノ - 3 - クロロ - 5 - フルオロ - 6 - (7 - フルオロ - 1 H - インドール - 6 - イル) ピリジン - 2 - カルボン酸；

【化 6】



である、請求項 9 に記載の方法。

40

【請求項 12】

前記ピリジンカルボン酸除草剤及び前記 H P P D 阻害除草剤は、同時に施用される、請求項 9 ~ 11 の何れか一項に記載の方法。

【請求項 13】

前記 H P P D 阻害除草剤は、ベンゾビシクロン、ベンゾフェナップ、ビシクロピロン、フェキノトリオン、イソキサクロールトール、イソキサフルトール、ランコトリオン、メソトリオン、ピラスルホトール、ピラゾリネート、ピラゾキシフェン、スルコトリオン、テフリルトリオン、テンボトリオン、トルピラレート、トプラメゾン、農学的に許容されるその塩及びエステル並びにそれらの組み合わせから成る群から選択される、請求項 9

50

～ 1 2 の何れか一項に記載の方法。

【請求項 1 4】

前記ピリジンカルボン酸除草剤は、 $0.1 \text{ g a e / h a} \sim 300 \text{ g a e / h a}$ の量で提供される、請求項 9 ～ 1 3 の何れか一項に記載の方法。

【請求項 1 5】

前記ピリジンカルボン酸除草剤（単位： g a e / h a ）対前記 H P P D 阻害除草剤（単位： g a e / h a ）の重量比は、1： $4500 \sim 300$ ：1である、請求項 9 ～ 1 4 の何れか一項に記載の方法。

【請求項 1 6】

毒性緩和剤を施用する工程を更に含む、請求項 9 ～ 1 5 の何れか一項に記載の方法。

10

【請求項 1 7】

追加の殺虫剤を施用する工程を更に含む、請求項 9 ～ 1 6 の何れか一項に記載の方法。

【請求項 1 8】

前記組成物は、（ a ）及び（ b ）に追加して除草有効成分を含んでいない、請求項 9 ～ 1 7 の何れか一項に記載の方法。

20

30

40

50